

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる「独占禁止法」）の改正があったことが判明したため、同法の条文を引用している本学契約基準の条項について、以下のとおり読み替えることとさせていただきますので、ご承知おき願います。

- >製造請負契約基準第 30 第 1 項第 2 号
- >物品供給契約基準第 15 第 1 項第 2 号
- >業務請負契約基準第 31 第 1 項第 2 号

【読み替え前】

公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

【読み替え後】

公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。